

御堂筋における沿道建築物の変遷とファサード構成要素の特徴に関する研究

都市計画分野

横白直也

Abstract

街路景観は都市を代表するような景観であり、その特徴を把握し、どのような経過の元現在に至っているかを明らかにし、今後に生かす事は重要である。大阪の御堂筋は軒高の統一された街路景観を有しているが現在新たな要綱により沿道に建築物が建設され過渡期にある。そこで、本研究では御堂筋における沿道建築物に着目し、沿道に建設がはじまったとされる 1950 年代後半から沿道の建築物のファサード構成要素、それらの街路全体での特徴の変遷を明らかにする事を目的とした。沿道の建築物のファサード構成要素は時期によって傾向が変化しており、近年素材や色に関しては特に統一の傾向にある事がわかった。街路全体としても各要素の割合に変化があり、連続性が高くなっている事が明らかとなった。

1. はじめに

1-1. 研究背景と目的

街路景観はその都市の代表となるような景観であり、パリのシャンゼリゼ通りや東京の表参道等その都市の顔となるような街路は都市を特色づける重要な役割を担っている。街路景観は様々な要素から成立しているが、特に沿道建築物のファサードは街路景観を特徴づける重要な要素である。よってそれらの特徴を把握し、どのような経過の元現在の特徴をつくりあげてきているか明らかにして、今後に生かして行く事は重要である。

大阪においても代表的な街路として御堂筋があげられる。御堂筋は第一次都市計画事業により造られたメインストリートであり、大阪の都市景観の骨格を担っている。御堂筋は沿道の大規模な敷地に軒高のそろった建築物が並んで建つことにより、その統一された街路景観が生み出されている。御堂筋は事業整備当初、沿道にこのような大規模敷地や建築物は見られなかったが、その後沿道にも高さ制限(百尺制限)一杯の建築物が立ち、その特徴的な街路景観の骨格を形成した。

その街路景観を形成していく長い期間の中で法規や建設技術も変化し、各沿道建築物のデザインや意匠はその時代背景、その場所性や周辺の条件により様々であり建築物が新たに建設、立ち替わる等して変化してきている。

そこで本研究では、御堂筋の中で現在でも軒高の制限を設けており、特にその沿道の街路景観に配慮されてきたと考えられる「御堂筋沿道建築物まちなみ誘導に関する指導要綱」(以降まちなみ誘導)の範囲である

中央大通～土佐堀通を対象地域とし、御堂筋沿道のこれまでの建築物のファサード構成要素の変遷を追い、建築物単体と街路全体の特徴を明らかにする事を目的とする。

1-2. 研究方法

御堂筋の中でも沿道の制度・要綱を把握しながら本研究対象区間の軒高の制限の変化を把握する。そして御堂筋沿道の建築物がどのように建設されてきたのかを沿道の敷地と建築物の建設状況に着目し、その変遷を住宅地図⁽¹⁾を用いて把握する。次に御堂筋沿道の建築物個々のファサード構成要素に着目し、目視により調査を行い時系列的に特徴の変遷を把握する。さらにそれらの建築物が街路においてどのような特徴を形成してきているかを明らかにする。

1-3. 研究の位置づけ

本研究に類似する研究として、田中らによる御堂筋の全区間の沿道建築物を対象とし、街路景観コントロールの有効性を評価した研究²⁾、橋本らによる街路景観は偶発的に連続的なまとまりを見せるという仮説の元、現在御堂筋の沿道建築物を事例とし、その立面意匠の表現とまとまりを明らかにした研究³⁾があげられる。上記の研究はその当時の街路における建築物を焦点とし、分析を行っている。しかしながら本研究では特定街路の沿道建築物の変遷を追い、その特徴を経年的に把握していく点において異なる。

1-4. 研究対象建築物⁽²⁾

本研究では 1950 年代後半～現在までの御堂筋の中央大通～土佐堀通間で確認できた沿道建築物 57 件を対象としている。

2. 軒高規制の変化(表 1)

1950年代後半からビル建設が開始され、絶対高さ制限により軒高31mのビルが建ち始めた。1969年容積地区に指定され、絶対高さ制限が撤廃されたが行政の指導により土佐堀通～本町通の沿道建築物は軒高31mの高さ制限を継続した。しかし社会情勢の変化により、1995年にまちなみ誘導が制定され軒高の制限は50mとなり制限の区間は土佐堀通～中央大通までとなった。さらに軒高のみならず意匠や用途の誘導がなされている。2002年には都市再生緊急整備地域に指定され、都市再生特別地区により既存の都市計画の規制にとられない建築物が建てられるようになる。

表 1 高さ法制度とまちなみ誘導基準

誘導基準	
外壁の後退距離	建築物の外壁は、次のとおり道路境界から後退する。 ア 御堂筋に面する部分 4m イ その他の道路に面する部分 2m以上
建築物の高さ	御堂筋に面する外壁部分の高さは、50mとする。ただし、塔屋等で50mを超える部分を設ける場合には、次の各号の基準により目立たない形態とする。 ア 御堂筋側の外壁位置から10m以上後退すること。 イ 塔屋・工務物・塔屋等で、50mを超える部分の高さは、原則として10m以下とすること。ウの屋上突出部分の形態については、階段状を避ける等、景観上の配慮をすること。 ウの屋上突出部分の形態については、階段状を避ける等、景観上の配慮をすること。
外壁後退部分の地上の形態等	外壁の後退により生み出された地上の屋外空間は、次の区分に従い、一般に開放されたアメニティ豊かな空間となるよう整備する。 ア 御堂筋に面する部分 既存の歩道と一体となった歩行者空間として整備し、イチョウの生育を考慮し、イチョウの並木と調和した植栽やモニュメント等の設置に努めること。また、御堂筋に面した部分には、原則として車の出入口を設けないこと。 イ その他の道路に面する部分 安全で快適な歩行者空間の整備に努めること。
低層部分の用途形態等	(1) 建築物の低層部分については、まちなみにぎわいや魅力を生み出す文化施設(小規模美術館、ギャラリー、ホール等)等の設置に努めること。 (2) これらの施設を設置する場合は、公開空地等のオープンスペースと一体となった公共性・文化性の高い施設とするよう努めること。
外壁の意匠等	外壁の形態・材料・色彩は、御堂筋の景観に配慮した落ち着いたものとする。
建築設備等	高層水塔、クーリングタワー、設備配管等の建築設備等は隠すなど、景観に配慮した形態とする。
広告物	(1) 意匠利用の広告物や壁上の広告塔・広告物は設置しないこと。 (2) 商業広告は動く広告物は、設置しないこと。 (3) 御堂筋側の外壁には、そで看板を設置しないこと。また、御堂筋以外に道路に面する外壁の広告物の突出幅は1m以内とし、広告物の下端までの高さ3.5m以上とする。 (4) 壁面利用の広告物(ビル名等)を表示するものを除く。)は2階以上に設置しないこと。

年	関係法制度	内容
1919年	市街地建築法	住居地域以外絶対高さ制限による最高高さ100尺に制限
1950年	建築基準法	絶対高さ制限引き継ぐ
1969年	都心部・容積地区指定	絶対高さ制限の廃止、容積率制に移行
	軒高31m制限に関する行政指導	土佐堀通-本町通間の建築物の軒高を行政指導により31mに制限
1995年	御堂筋沿道建築物まちなみ誘導に関する指導要綱	土佐堀通-中央大通までの建築物の軒高を50mに制限
2002年	都市再生緊急整備地域	都市再生特別地区に指定された場所は既存の都市計画の規制を適用除外とし、自由度の高い都市計画制度を創設できる。

3. 沿道敷地の併合と建築物の変遷(図 1, 2)

東西別に敷地併合、敷地面積と建設件数を把握する。まず敷地併合に関しては1969年まで西側が13件、東側が8件と西側の件数が多くみられ、その後は東西で大きな差はみられない。敷地面積を見ると西側は500m²未満の敷地が多く東側の方がまとまった敷地が多かった事がわかる。建設件数をみてみると1956年-1963年西側に5件東側12件と東側に多く31mの建築物が多く建ち、1963年-1969年には西側8件、東側1件と西側の新築件数が非常に多くなる。そしてその後は東西交互に2、3件の建築

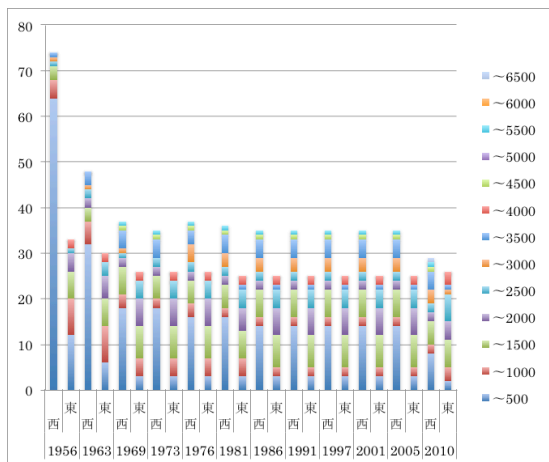


図 1:各年の東西別敷地面積(m²)とその件数

物が建って行き、まちなみ誘導以降は1997年-2001年の2件を除きその多くが東側の街区に建っている(8/10)。敷地面積の違いから比較的まとまった敷地が多かった東側に建築物が建ち始め、その後敷地併合が西側に起き、まとまった敷地が造成され西側にも建築物が建設される。そして早い年代に建設された東側が更新を迎え、まちなみ誘導の建築物が並ぶ現在の街路ができたと考えられる。

4. 沿道建築物ファサード構成要素の特徴

4-1. ファサード構成要素(表 2, 図 3)

本研究では沿道建築物のファサード構成要素として■形態:軒高と上層部の段差の組み合わせから(i)ヴォリューム、(ii)開口部ファサードパターン、(iii)端部の処理、(iv)ポルティコの有無■素材■色について調査を行った⁽³⁾。それらを時系列的に把握し、建設される建築物の特徴の変化を把握する。

4-2. 素材

4-2-1 基準階素材 1970年代までは主にタイルと金属が件数として多く見られた(16,10/40)。1950年代～1970年代にかけては4～6種類と他の年代と比べ多様な種類の素材が基準階に用いられている。1980年代はタイルと石、ガラスの3種類を用いている。1990年代以降はガラスと石の2種しか用いられなくなり統一化されている傾向にある。

4-2-2 低層部素材 低層部の素材に関しては全年代を通して石材を用いられる傾向にある。1960年代、1970年代は種類数において多くの種類がみられ、各年代7種、4種の素材が用いられていた。1980年代は3種類が用いられていた。1,2種類のみであり、1980年代はタイルと石材、1990年一化されている傾向にある。

4-3. 色

4-3-1 基準階色 1950年代までは白色が件数として多く、他も黒や灰等と無彩色や、その組み合わせによる色が用いられている。それ以降も主としては白色が用いられているが、1960年代から1970年代にかけては有彩色が用いられており、色としても茶色や赤色等の色が見られる。1980年代からガラスや灰色が割合として多くを占めるようになり1990年代以降灰色とガラスの2種類のみとなっている。

4-3-2 低層部色 1970年代までは主に白色が用いられているが比較的基準階に比べ、各4～6種類と多くの色の種類がみられた。特に1960年代、1970年代には茶色や赤等用いられる色の種類も他の年代に比べ多い。1980年代以降灰色、ガラスの占める割合が多くなり1990年代以降はガラスもしくは無彩色のみしか使われていない。2000年代はガラス、もしくは無彩色での組み合わせにより種類が多く見られた。

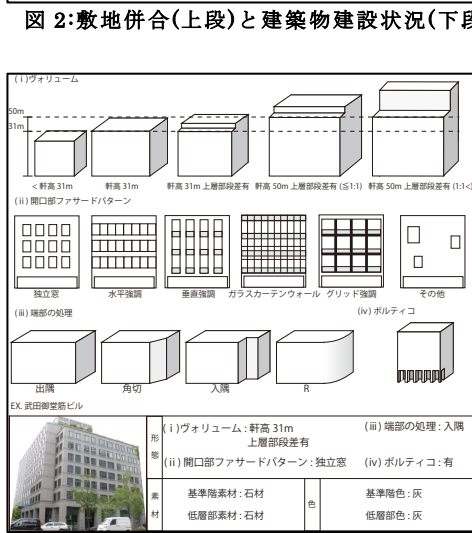
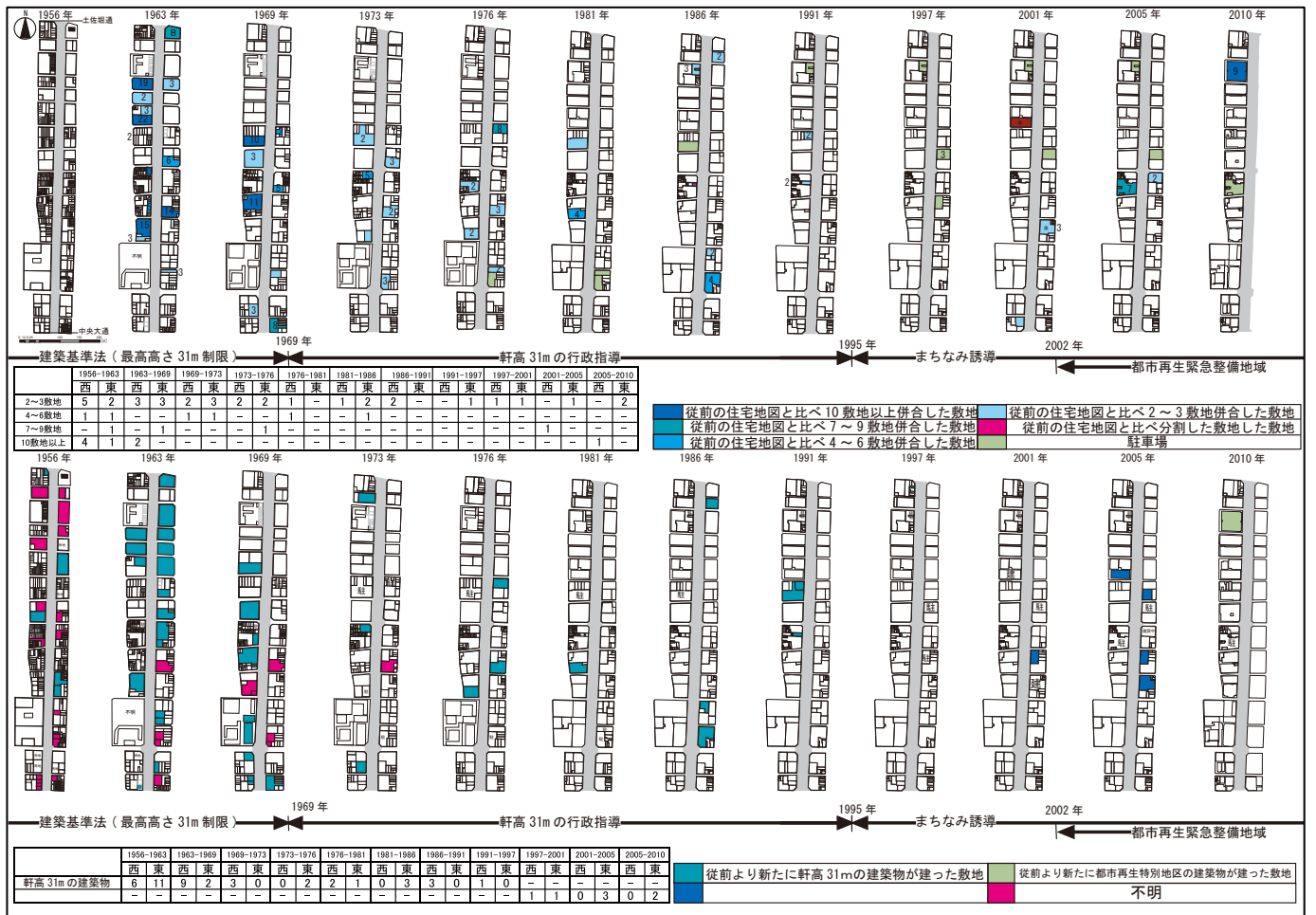
4-4. 形態

4-4-1. ヴォリューム 1960年代までは主に軒高 31m の建築物が多いが31m未満の建築物も見られた。1970年代以降には軒高 31m かつ上層部段差有の建築物が多く見られる。1990年代以降から軒高 50m 上層部段差有(1:1)が大部分の件数を占める(8/9)。2010年には軒高 50m 上層部段差有(1:1以上)の建築物がみられた。

4-4-2. 開口部ファサードパターン 1970年代までは比較的独立窓と水平強調型の建物が多くみられた(20,13/40)。1980年代以降は水平強調の建物がみられなくなり、主に独立窓型かガラスカーテンウォールの

建築物が多くみられるようになる。1990年代以降は1950年代にのみしかみられなかった垂直強調型も再びみられるようになった。2件しかまだみられない2010年代の建築物を除き開口部の種類は3、4種類であった。

4-4-3. 端部の処理 1960年代までは出隅と角切、Rの3種のみであり、出隅と角切型の件数が多くみられた。1970年代以降角切り型の建築物はみられなくなり、1970年代から1990年代までには件数としては少ないが入隅の建築物が見られる様になる。2000年代以降は



年代	絶対高さ制限		高さ制限の行政指導 (1969-1995)			東京都建設局建築まちづくり推進計画(1995-)			
	1930年代(3件)	1940年代(0件)	1950年代(9件)	1960年代(21件)	1970年代(18件)	1980年代(3件)	1990年代(4件)	2000年代(7件)	2010年代(2件)
形態			グリッド強調 垂直強調	水平強調 独立窓			ガラスカーテンウォール		
開口部				角切 出隅		入隅			
端部処理			31m未満段差有	31m段差有	31m段差有	31m段差有	50m 31m	50m 31m	50m 31m
基準階	タイル		金属 タイル	タイル			ガラス		
低層部	石材			金属				石材	
高層部	白			白				ガラス	
低層部	白、黒			茶				ガラス	
高層部				白			灰、黒	灰	

1 件の R を除き全て、出隅となっている。

4-4-4. **ポルティコの有無** ポルティコの有する建築物は計 11 件中 1930 年代に 1 件、1960 年代に 3 件みられ、それ以降は 1990 年代以降に 7 件が集中してみられた。

5. 街路全体における特徴(表 3)

建築物の各要素が対象区間内街路全体の総件数を把握しどのように変化しているかを把握し、特徴の変化を明らかにする。

5-1. 素材

5-1-1 **基準階素材** 1980 年代まではタイル、金属によって大部分がしめられており、その後石、ガラスの割合が増え、金属、タイルの割合の減少がみられる。特に 1990 年以降はその傾向が顕著にみられる。2000 年代に石材が金属を持つ件数を越え、2010 年代には石材とタイルの件数が並び(各 13)、金属とガラス(各 8)の件数も並ぶようになる。

5-1-2 **低層部素材** 全年代を通し、石材が多く用いられていたため、全体の件数に関しても石材が大部分を占める。1960 年代以降、金属やタイルガラスも見受けられるが石材の割合が多くを占める。セラミックパネルや人造石などは 1 件と件数は少ない。ガラスも 1960 年代から見られる様になり、2000 年代以降に増加が顕著にみられる。

5-2 色

5-2-1 **基準階色** 全年を通し大部分の割合を白や灰色の無彩色が多くを占める。1960 年代には茶色の建築物の増加が顕著である。1960 年代以降はガラスの増加が見られ、割合も新しい年代になるにつれ大きくなってきている。1990 年代までは白色が全体の中で最も多くの件数をしめていたが 2000 年代以降は灰色が全体の中で最も多くの件数を占めるようになる。

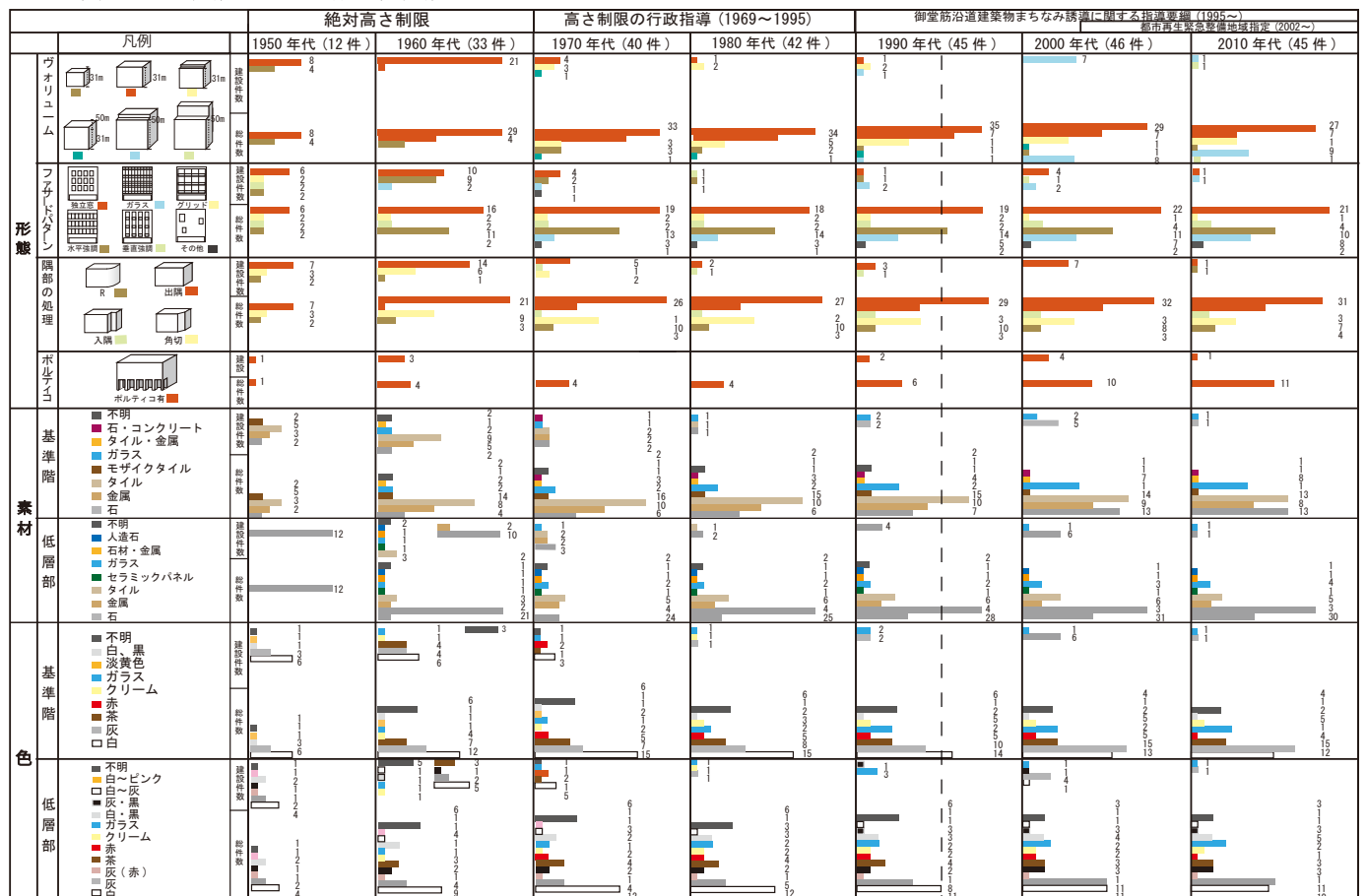
5-2-2 **低層部色** 主に白や灰色等の無彩色が多くを占めている。1990 年代までは全体の中で白色が最も多い件数である。灰色とガラスの増加が多く見られ、2000 年は灰色と白色が同数(11)になり、2010 年代には灰色が最も多い件数を占めるようになる。

5-3. 形態

5-3-1. **ヴォリューム** 全年を通して軒高 31m 上層部段差無の建築物が大部分を占める。1970 代からは軒高 31m 上層部段差有の建築物がみられるようになり 1990 年代まで増加している。2000 年代からは軒高 50m 上層部段差(1:1 以下)の建築物が増加し、軒高 31m の建築物が減少し始める。2010 年代には軒高 50m 上層部段差有 (1:1 より大) が 1 件みられた。

5-3-2 **開口部ファサードパターン** 独立窓の割合が全年を通し非常に多く、グリッド強調型の建築物は非常に少ない。1980 年代までは独立窓と水平強調型の建築物の割合が多くみられる。1990 年以降は水平強調型

表 3:年代別建設件数と街路全体の総件数



の件数が減少している。垂直強調は件数が少ないが増加傾向にあり、ガラスカーテンウォールも年代を追うごとに増加している。

5-3-3 端部の処理 どの年代を通して出隅の建築物が非常に多い。角切の建築物も1970年代までは増加傾向にあり件数も多くみられるが、それ以降は鈍化しており2000年以降は減少している。Rの建築物は大きな変化はみられないが、増加の傾向にある。

5-3-4 ポルティコの有無 1950年代～1960年代、1990年代以降にかけて増加が顕著に見られた。2010年代には対象範囲において11件のポルティコを有する建築物がみられた。

6. 街路における連続性(表4)

沿道の建築物の各要素が隣接建築物と連続してまとまりを形成しているかその変遷を把握する。

6-1. 素材

6-1-1. 基準階素材 基準階素材において共通は長い連続よりは、2件の建築物が共通要素を持つ物のみである。建て替えにより場所の変化はみられるが1960年以降件数に変化はみられなかった。

6-1-2. 低層部素材 主に石材による連続が多くみられた。東側に石材による隣接建築物との共通が長い区間で連続している。1990年代以降には北西部にもみられるようになる。1960年代には金属による連続や、タイルによる共通もみられたが件数は1件のみとなっている。敷地の併合により2件の建築物が一つとなり、その影響により2010年代に連続数の減少が見られたが、それを除けば連続の件数や連続数は増加傾向にあるといえる。

6-2. 色

6-2-1 基準階の色 連続は2、3件のみの共通要素が連続する物が複数みられた。1970年代まで西側、東側で隣接建築物と白色による同色の場所が見られる。1990年代以降では北側に連続が多く見られ、2010年代にみられるガラスの連続する箇所以外では灰色による連続がみられた。

6-2-2 低層部の色 北東部で続けて白色の共通をした建築物がみられる。さらに1990年代以降北西部に低層部の共通の色をした建築物が見受けられ、色は灰色による連続がみられた。2件の建築物が連続要素を持つ物が多かった。しかしながら連続する建築物の件数は増加傾向にあると言える。

6-3. 形態

6-3-1. 基準階ファサードパターン 2、3件の隣接建築物が共通要素を持ち、それらが多数みられ、長い区間の連続はみられなかった。1960年代～1980年代までは水平強調型による連続もみられたが、その他は2000年代のガラスカーテンウォールによる共通要素以外は独立窓による共通要素を持つ物であり、件数は2010年代の敷地の併合により、敷地が統合され建築物が1件となり、件数が減っているがそれを除けば年々増加傾向にあるといえる。

6-3-2. ヴォリューム 1970年代に南側で軒高が31m以上50m未満の建築物がみられる。1990年代までは最高8件の軒高の連続が見られる。その後2000年代からは東側に軒高50m上層部段差有(1:1以下)の建築物が立ち並ぶようになり同軒高の最高連続数は少なくなるが新たな50mの軒高での連続がみられるようになる。

6-3-3. 端部の処理 全年を通して出隅の連続が非常に多くみられる。早い年代から、北部の東西両側にみられ、2000年代以降、東側に14件の長い連続がみられるようになる。角切の連続もみられたが連続は2件の連続単位であり件数も2件のみである。

6-3-4. ポルティコ 1990年代までのポルティコを保有する建築物は西側の特に北西部にしか見られない。1990年代までは隣接する建築物にポルティコを保有する建築物の隣に建設されており、ポルティコによる連続が見られる。2000年代以降は東側にもポルティコ

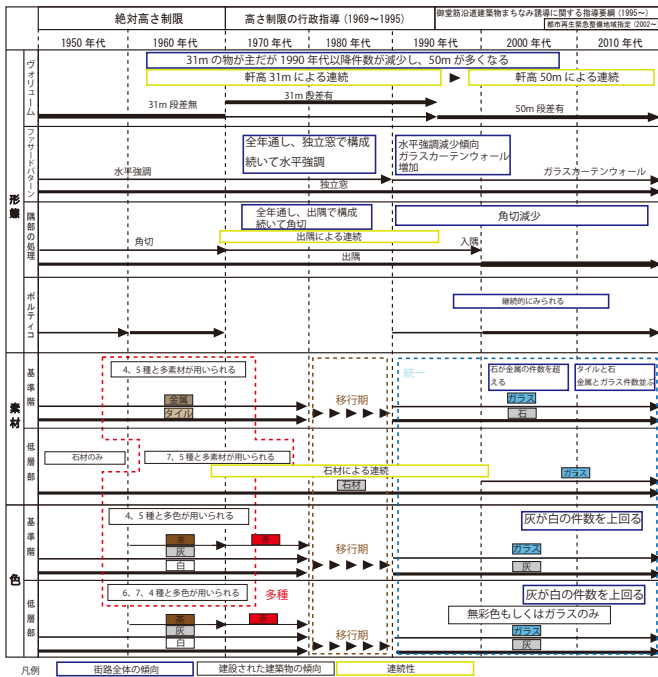
表4:各要素の連続変遷

凡例	絶対高さ制限		高さ制限の行政指導(1969~1995)				御堂筋沿道建築物まちなみ誘導に関する指導要綱(1995~)	
	1950年代(9件)	1960年代(21件)	1970年代(8件)	1980年代(3件)	1990年代(4件)	2000年代(7件)	2010年代(2件)	
形態	ヴォリューム	4	4	4	6	6	6	
	ファサードパターン	2	2	2	2	2	2	
	端部の処理	3	4	4	4	8	14	
	ポルティコ	3	3	3	3	4	4	
素材	基準階	2	2	2	2	2	2	
	低層部	3	4	4	4	4	4	
	基準階	2	2	2	2	2	2	
	低層部	2	2	2	2	2	2	
色	基準階	2	3	3	3	3	3	
	低層部	3	4	5	5	5	5	
	基準階	2	2	2	2	2	2	
	低層部	3	4	5	5	5	5	

を有する建築物がみられ、連続もみられる。

7. まとめ(表 5)

表 5:各要素の特徴変遷年表



本研究では以下の事を把握した。

- 御堂筋の沿道敷地の併合によって敷地を造成し、東西の敷地の大きさの違いから現在の東側に建て代わった建築物が多く並ぶ街路が出来上がった事が明らかとなった。
- 御堂筋沿道に建設される建築物を年代別に把握することにより傾向を明らかにする事ができた。1970年代までは基準階素材はタイル・金属、低層部素材に関しては石材、基準階色、低層部色は白色が主として使われる物が多いが、他にも用いられる種類が多い。1990年代以降は素材に関しては石材・金属、色に関しては灰色が主として用いられてきており、統一されてきている。形態のうち開口部ファサードパターンに関しては全年代を通し、独立窓の件数が多い。しかしながら種類は各年代3、4種類のパターンがみられ様々であった。端部の処理は出隅の件数が全年代通して多くみられ、その次に1960年代までは角切型、1970~1980年代には入隅も多くみられた。ヴォリュームは軒高の制限により傾向が変化し、ポルティコに関しては2000年代以降に特に多くみられる。
- 街路全体としては古い年代では素材はタイルと色は白が最も件数として多かったが2000年代以降素材は石、色は灰の件数が街路全体として最も多くなっておりその構成にも変化がみられた。ヴォリュームに関しても軒高50mの建築物が増え、軒高31mの建築物が減少しており、傾向が変化している。その他要素については開口部ファサードパ

ターンは独立窓、端部の処理に関しては出隅の件数が増える傾向である。

- 街路の連続性に関しては端部の処理、ヴォリューム、低層部素材に関しては長い連続がみられ、まとまりが生み出されていると言える。それ以外は2,3件の建築物が連続するにとどまった。どの要素も連続する件数は増加している。

建設されている建築物は近年、1980年代以降の傾向として素材:石材もしくはガラスを用い、色:灰、軒高50m、出隅、ポルティコを有する建築物が多くみられ、今後も誘導によりそれら建築物が沿道に建設されていく可能性が考えられる。それらが立ち並ぶ事により新たに連続性をもたらし、まとまりを形成して行くと考えられる。しかしながら1980年代以前を俯瞰してみると建設される建築物は素材でいえばタイルが主に用いられている物が多いが、件数は少なくとも種類が多く建設され、軒高で統一されつつも他の要素に関しては多様な場であったと考えられる。よって今回明らかにした特徴を踏まえながらも、他の種類の建築物の建設、特に近年統一の方向性にある素材・色に関する必要性があるのではないかと考える。

【補注】

- 住宅地図は住宅協会「大阪市全住宅案内図帳 東区」(1956)「大阪市全商工住宅案内図帳 東区」(1963,1969)、吉田地図株式会社「大阪市精密住宅地図 東区」(1973,1981,1986)、吉田地図株式会社「大阪市全商工精密住宅地図 中央区北部」(1991,1997)吉田地図株式会社「大阪市全商工精密住宅地図 中央区」(2001,2005)、ゼンリン株式会社「ゼンリン住宅地図 大阪府大阪市中央区」(2010)を用いている。
- 御堂筋沿道にビルが建設され始め、住宅地図が入手でき沿道状況が把握できるようになった1950年代からを対象期間としている。なお、寺や比較的小規模な建築物は対象建築物から除外している。
- 本研究ではまちなみ誘導の誘導基準とオフィスビルにおいて視覚的影響が大きいと考えられる要素、連続により歩行者空間を形成するスポルティコを取り扱っており、目視により調査を行っている。素材、色に関しては建築物を主に構成している外壁に関して記述している。

【参考文献】

- 篠原修(2008)『景観用語辞典 増補改訂版』pp.182
- 田中眞太郎他(2007)「御堂筋における街路景観の評価: 景観コントロールの有効性に着目して」日本建築学会近畿支部研究報告書、計画系(47)pp.665-668
- 橋本真里奈ら(2011)「主要街路の景観を形成する立面意匠表現とその連続性-御堂筋沿道建築物を事例として-」日本建築学会近畿支部研究報告書、pp.657-pp661

◆ 討議 [倉方俊輔准教授]

研究においてわかった特徴は何か。

◆ 解答

本研究において把握できた御堂筋の特徴は件数において全年代を通して非常に多く見られた、・軒高・低層部素材に関しては石材、端部の処理に関しては出隅、開口部ファサードパターンにおいては独立窓が特徴であると考え。しかしながらこれらは件数として多かった物を特徴と捉えている事や、沿道建築物の中でもファサードの構成要素のみに着目しており要素も付加要素等本研究では取り扱っていない要素もある。件数以外からの検討や別要素を調査していく事は今後の課題であると言える。

◆ 討議 [倉方俊輔准教授]

方法の点で、御堂筋は法律の制限がかかっている。誘導の施策が当時の思いと実現された物の間にどのような乖離がるか、もしくは幅広い選択肢があったのに何故石張りの統一なったか、その要因がわかるか。法的な物、意図と結果にどのような関係にあるかがわかったかもしれない。それとはまったく別に単純に見た目だけで建築物を見て行くと特徴がでてきたかもしれない。

◆ 討議 [三谷幸司氏]

御堂筋の特徴には敷地併合にあるのでは。ただ御堂筋だけを見ても出てこない。御堂筋と他のまちをみると、御堂筋は隙間無く立ち尽くしている。ファサードが揃っている。高さの問題でいうと、高さが 31m から 50m に変わった時にファサードの印象が変わったという話があったが、高さとファサードの関係は強く高層になってきたときに耐震のために軽量化しようとするガラスカーテンウォールしかない。だから 50m の建物のファサードはみんな揃っている。規制と御堂筋の建築物のデザインの関係をうまく整理したら面白く感じた。